

平成 27 年 6 月 亀山市議会定例会 専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 54 号 亀山市税条例等の一部を改正する条例	1
議案第 55 号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	4
議案第 56 号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例	5

件名	亀山市税条例等の一部を改正する条例	財務部 税務室
----	-------------------	------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）等の公布に伴い、平成27年3月31日及び同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

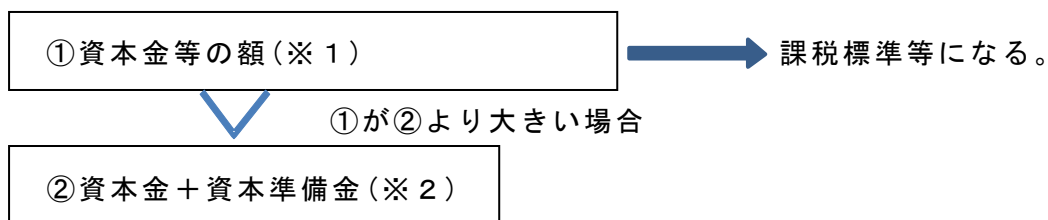
《第1条関係》

(1) 法人市民税均等割の税率については、原則「資本金等の額」が基準になっておりますが、「資本金に資本準備金を加えた額」が「資本金等の額」を上回る場合は、「資本金に資本準備金を加えた額」を均等割の税率区分の基準とすることになりました。 <※下記参照>

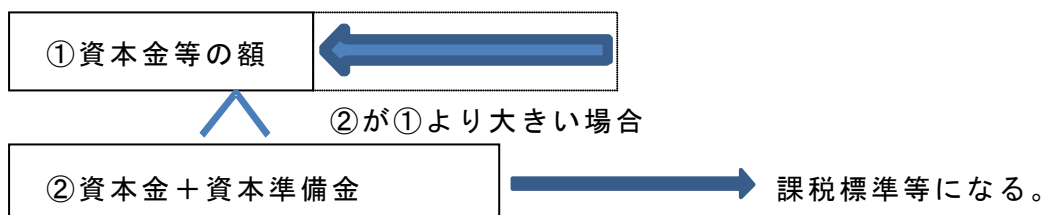
これらの措置が講じられたことに伴い、法人市民税均等割の税率に係る規定について整備を行うものです。 <第16条関係>

《参照》

[原則]



[追加]



※1 「資本金等の額」とは、資本金又は出資金と主に株主から拠出されたもので資本金には組み入れられずに積立金として留保されているもの（例えば、株式の発行価額のうち資本に組み入れられなかった株式払込剰余金）の合計額をいいます。

※2 「資本準備金」とは、株主から出資され金額のうち、資本金に組み入れなかった額をいいます。

(2) 確定申告を行う必要のない給与所得者等が、都道府県・市区町村に対する寄附（ふるさと納税）をした場合に、寄附先の地方団体がその寄附者に代わって寄附金税額控除の申請を当該寄附者の個人住民税課税市区町村に対して行うことにより寄附金税額控除の適用を受けることができる仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例）が平成27年4月1日から導入されました。このことから、これらの手続に係る規定を新たに加えたものです。

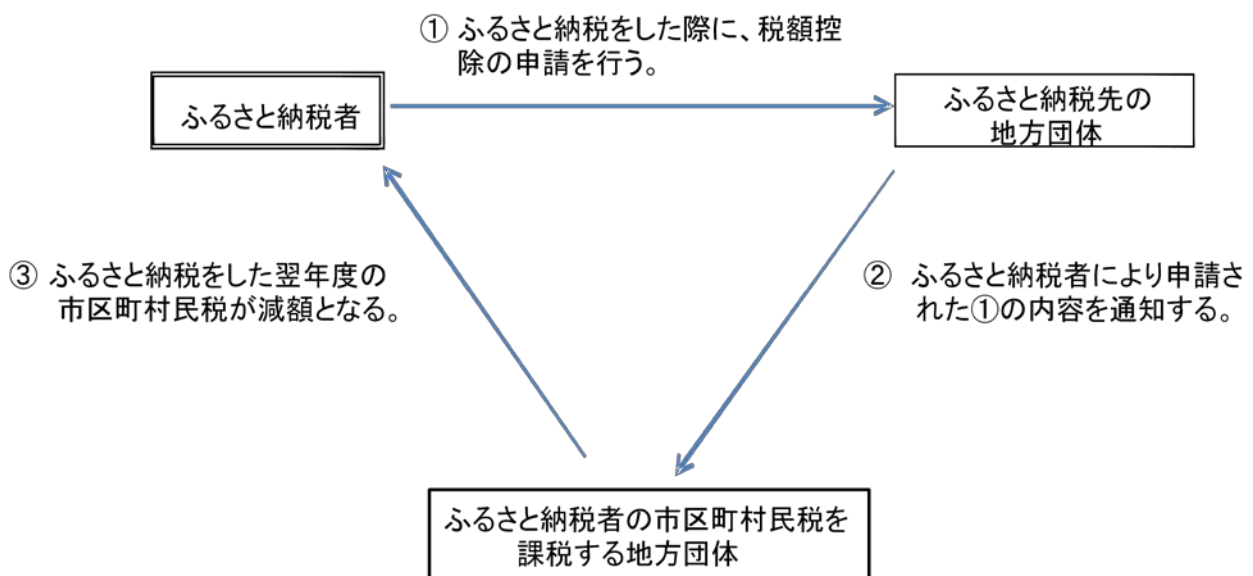
なお、本市に対してふるさと納税があった場合は、企画政策室においてその申請事務を行うことになります。

<新附則第16条及び新附則第16条の2関係>

《参考》

市民税における平成26年度寄附金税額控除適用実績
32件 市民税額控除額 227,114円

《イメージ図》



※寄附先が5団体を超える場合や確定申告を行う場合は、このワンストップ特例の適用を受けることができないため、確定申告により控除を受けることになります。

※ワンストップ特例の適用を受けた場合は、所得税における控除分相当額を含めて個人住民税から控除を行うこととなります。なお、この所得税控除分相当額については、国からの補填はありません。

(3) 平成24年度から平成26年度まで講じられていた土地における固定資産税の負担調整措置の仕組みを平成29年度まで延長する措置が講じられたことに伴い、本条例において関連する条項の整備を行うものです。

<附則第20条から第22条まで及び附則第29条第1項関係>

《第2条関係》

亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀山市条例第14号）の規定による原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車の改正税率について、平成28年度分から適用することになりました。

このことから、改正税率の適用開始時期を平成27年度から平成28年度に1年延期するものです。

＜平成26年改正条例附則第1条第3号及び第5号並びに附則第4条関係＞

《参考》

区分	車種	税額		現在の登録台数	影響額
		平成28年度まで	平成28年度以降		
原動機付自転車	第1種 (~50cc)	1,000円	2,000円	3,800台	3,682,600円
	第1種 (20cc~50ccミニカー)	2,500円	3,700円		
	第2種乙 (50cc~90cc)	1,200円	2,000円		
	第2種甲 (90cc~125cc)	1,600円	2,400円		
小型特殊自動車	農耕用（トラクター、コンバイン等）	1,600円	2,400円	960台	828,000円
	その他（フォークリフト、ロードローラー等）	4,700円	5,900円		
	2輪の軽自動車 (125cc~250cc)	2,400円	3,600円	606台	727,200円
	2輪の小型自動車 (250cc~)	4,000円	6,000円	784台	1,568,000円
					合計 6,805,800円

3 その他

施行日等は、次のとおりとしました。

《第1条関係》

施行日は平成27年4月1日とし、（1）においては施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、（2）においては平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、（3）においては平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用することとしました。

《第2条関係》

施行日は、公布の日（平成27年3月31日）としました。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の公布に伴い、平成27年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。</p> <p>なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付けで専決処分したものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>固定資産税と同様に、現行の土地における都市計画税の負担調整措置の仕組みを継続するため、地方税法において当該調整措置の延長を行う等の措置が講じられました。それに伴い、本条例において関連する条項の整備を行うものです。 <第2条第2項、附則第4項から第9項まで、附則第11項及び附則第13項関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とし、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用することとしました。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	市民文化部 保険年金室
----	------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）の公布に伴い、平成27年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。 <第26条関係>

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を26万円（現行：24.5万円）に引き上げることとします。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を47万円（現行：45万円）に引き上げることとします。

(例)

	軽減判定所得の計算式	対象所得(※)
現行	5割：33万円＋24.5万円×被保険者数	～約106万5千円
	2割：33万円＋45万円×被保険者数	～約168万円
改正後	5割：33万円＋ <u>26万円</u> ×被保険者数	～約111万円
	2割：33万円＋ <u>47万円</u> ×被保険者数	～約174万円

※3人世帯の場合

3 その他

施行日は、平成27年4月1日とし、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。

《参考》

平成26年度の世帯数及び税額から算出した影響額

・ 5割軽減	24世帯	310,200円
・ 2割軽減	57世帯	<u>324,000円</u>
合計	81世帯	634,200円